

令和元年度 小平市立小平第十小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、解決に向けて取り組む。

また、いじめ防止の取組の実効性を点検し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを図る。

2 主な取組

(1) 日常の教育活動の充実

①道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、「いじめ総合対策【第2次】」（学習プログラム）に基づき「いじめに関する授業」を年3回実施する。

- ・1学期は「道徳地区公開講座」にて
- ・2学期は「いじめ防止標語」作成の前に各クラスにて
- ・3学期は 各クラスにて

②他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- ・毎週金曜日の全校読書タイム、保護者による読み聞かせ、読書ファイルの取組「読んでみたい」の30冊読破を目指す取組などにより、読書活動を推進する。
- ・異学年交流活動の充実を図り、なかよし集会や交流給食、なかよし班による全校清掃を年間を通して行う。

③児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を行う。

- ・全学級で「学級力向上プロジェクト」に取り組む。アンケートを基に自分たちのクラスの課題を見つけ、自分たちでその解決策を立て、実行し、評価・改善していく取り組みを年間を通して行う。
- ・2学期のふれあい月間で、「いじめ防止標語」を全校児童が作成し、それを掲示する。

④家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育み、自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。

- ・月1回土曜日に行われる「学校で遊ぼう」やその他の青少対の行事
- ・「放課後子どもクラブ」の活動

などを通して、地域の方とかわり、いろいろな経験を重ね、自己有用感や自己肯定感を高めている。

⑤全校朝会で校長が、いじめ防止にかかわる講話を行う。それを受けて各担任が周知徹底を図る。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

①「いじめ対策委員会」を設置して、日常的、定期的に児童の情報を共有し、組織的に対応する。いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎや情報提供を行う。

<いじめ対策委員会メンバー>

校長・副校長・生活指導主任・人権担当教員・特別支援コーディネーター、養護教諭、担任、スクールカウンセラー

また、「いじめ対策委員会」を支援する組織として、学校サポートチームや外部専門家と連携する。

- ②「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回実施するとともに、「いじめ発見のチェックシート」を年3回活用し、いじめの確実な発見に努める。
- ③年3回の「ふれあい月間」の「いじめに関する児童アンケート」を行った後、気になる児童について、必ず担任と児童の二者面談を実施する。
- ④スクールカウンセラーによる第5学年児童の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。
- ⑤いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、年2回、学校生活アンケートを実施する。
- ⑥いじめ防止に関する校内研修を、各学期末に年3回実施する。
- ⑦毎月学年ごとにいじめと思われる案件、今後いじめに発展する恐れのある案件を管理職、生活指導主任、人権教育担当に報告し「いじめ実態調査票」に記入した上で市の教育委員会に提出する。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

- ①児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭と連携したルール作り等、保護者の協力を依頼する。（SNS 十小ルール、SNS 家庭ルール）
 - ・セーフティ教室では、専門家を講師に招き、5・6年生に対し情報モラルの指導を行うとともに、その後保護者・地域の方・教職員を対象とした意見交換会を実施し、家庭と連携したルール作り等、保護者・地域の方の理解と協力を依頼する。
 - ・情報教育の年間指導計画に乗っ取り、情報モラルの指導を徹底する。
 - ・SNS ノートを活用した安全指導を、全学級年2回実施する。SNS ノートを家庭に持ち帰り、家庭の協力を依頼する。
- ②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) 発見・通報を受けた教職員は、「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、いじめの事実確認を速やかに徹底して行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって小平市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- (2) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った児童に直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4) 犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- (2) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。